

# 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について  
【橿原高取線ほか3路線の変更】

次の付議案を提出する。

令和元年7月23日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 3 5 号  
令和元年7月5日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について  
【橿原高取線ほか3路線の変更】  
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中 3・3・53 号橿原高取線を 3・3・53 号御所高取線に、都市計画道路中 3・5・901 号西柏柏原線を 3・5・901 号西柏玉手線に名称を改め、3・2・3 号橿原御所線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の交差構造	
幹線街路	3・3・53	御所高取線	御所市 大学本馬	高取町 大学清水谷	御所市 おおあだまで 大学玉手、 おおあひがしてらだ 大学東寺田、 おおあかしばら 大学柏原、 高取町 おおあぐるまき 大学車木、 おおあひようご 大学兵庫、 おおあたいのしょう 大学田井庄、 おおあぎつま 大学薩摩、 おおあほうち 大学羽内、 おおあまつやま 大学松山、 おおあぎきび 大学吉備	約 6,200m		4 車線	26m (21m～43m)	自動車専用道路と立体交差 近鉄吉野線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	
	構造形式の内訳		高取町 大学田井庄	高取町 大学薩摩		約 400m	嵩上式		25～30m		
			高取町 大学松山	高取町 大学清水谷		約 780m	地下式		21m		
						約 5,020m	地表式		21.25m～43m		

幹線街路	3・2・3	かしはらごせせん 橿原御所線	かしはらし 橿原市 しんどうちやう 新堂町	ごせし 御所市 おおあぎじやう 大字條	かしはらし 橿原市 ひがしほうじよちやう 東坊城町、 かわにしちやう 川西町、 かすらちやう 一町、 かんのんじちやう 観音寺町、 やまとたかだし 大和高田市 おおあぎおなりがき 大字根成柿、 ごせし 御所市 おおあぎでやしき 大字出屋敷、 おおあぎたじゅうぞ 大字北十三、 おおあぎほんま 大字本馬、 おおあぎあはら 大字茅原、 おおあぎたまで 大字玉手、 おおあぎさらぎ 大字蛇穴、 おおあぎいけのうら 大字池之内、 おおあぎむろ 大字室	約 6,900m	地表式	2 車線	38m (38m～ 350m)	近鉄南大阪線と立体交差 JR和歌山線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
	車線数の内訳		4 車線			約 300m					
			2 車線			約 6,600m					
街路 幹線	3・5・901	さいかいたまごせん 西柏玉手線	ごせし 御所市	ごせし 御所市 おおあぎたまで 大字玉手	ごせし おおあぎあはら 御所市 大字茅原	約 1,100m	地表式	2 車線	12m (12m～15m)	自動車専用道路と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3・6・900	ごせきたまごせん 御所北町線	ごせし 御所市	ごせし 御所市 おおあぎほんま 大字本馬	ごせし 御所市 おおあぎあはら 大字茅原、 おおあぎみなみじゅうぞ 大字南十三	約 1,500	地表式	2 車線	8m (8m～25m)	自動車専用道路と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	橿原御所線の変更に伴い交差点の形状を変更
	車線数の内訳		4 車線			約 170m					
			2 車線			約 1,330m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別途理由書のとおり

## 都市計画道路 榎原高取線ほか3路線の変更理由書

### 1. 路線の概要

都市計画道路 榎原高取線は、起点を榎原市川西町、終点を高取町清水谷とし、榎原市及び高取町を南北に縦断する標準幅員26m、4車線、延長約6,910mの幹線街路である。平成9年に国道169号のバイパス道路として都市計画決定され、平成15年に車線数明記が行われている。

その後、平成20年に国が将来交通量推計値の減少を公表したことを受け、県が平成21年に未事業化の広域幹線道路を対象として広域幹線道路ネットワークを見直した結果、都市計画道路 榎原高取線は、広域幹線道路としての機能から2車線以下の生活幹線道路として必要性の有無を検証する路線に変更となった。

平成27年には、都市計画道路 榎原高取線の榎原市川西町以北の約2,350m区間について、広域幹線道路としての4車線都市計画道路を廃止するとともに、近鉄南大阪線による南北分断という地域最大の課題を解消するために、榎原市において、新たに2車線の都市計画道路「3.4.816 榎原運動公園線」として、約960m区間を都市計画決定した。

一方、榎原市川西町以南の高取町兵庫までの2車線の生活幹線道路としての必要性については、関係市町との調整に時間を要することや、現在事業中の高取バイパスと4車線のネットワークを形成する（仮称）御所高取バイパスの道路計画が完了していなかったことから、4車線の都市計画道路として存続した状況となっている。

### 2. 都市計画道路変更の内容

#### (1) 変更の理由

京奈和自動車道のアクセスルートとなる（仮称）御所高取バイパスについては、京奈和自動車道御所南IC～五條北ICの開通にともない、県南部地域の観光振興や広域的な緊急輸送道路を確保するための紀伊半島アンカールートとして、ますます重要性が高まっている。

今回、都市計画道路として存続する 榎原高取線の榎原市川西町以南の高取町兵庫まで区間について必要性を見直した結果、2車線の生活幹線道路としても必要性が認められなくなったことから、4車線の都市計画道路として存続する当該区間について、高取バイパスと一体として高取町清水谷から京奈和自動車道御所ICを結ぶ広域幹線道路の4車線ネットワークへ変更するものである。

#### (2) 変更の内容

##### 1) (都) 榎原高取線について、

- ・榎原市川西町から高取町兵庫までの区間（L=約3,510m）を廃止する。
- ・高取町兵庫から終点の高取町清水谷までの区間に加えて、御所市本馬から高取町兵庫までの区間を新たに都市計画決定し、起点御所市本馬、終点高取町清水谷とする延長約6,200mの幹線街路に変更し、路線の名称を「3・3・53 榎原高取線」から「3・3・53 御所高取線」とする。

##### 2) (都) 西柏柏原線について、

- ・御所市大字玉手から終点までの区間（L=約1,330m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・901 西柏柏原線」から「3・5・901 西柏玉手線」に変更する。

##### 3) (都) 榎原御所線について、

- ・御所インターチェンジ前交差点（御所市大字本馬）から緑町東交差点（御所市大字本馬）までの区間（L=約300m）を幅員の拡幅に伴う区域の変更を行う。

##### 4) (都) 御所北町線について、

- ・御所インターチェンジ前交差点付近の区域変更を行う。